

チェック!

身の回りのまちづくりについて考えてみましょう!

■建物・道路・公園など景観につながるまちづくりや文化・伝統や人と人とのつながりなどのまちづくりがあります。



■わたしたちの身近なまちづくり



防犯パトロールで地域の子どもたちを見守る

選挙で市長や議員を選ぶ

自然を守る活動に参加する

ひとりひとりの暮らしを、
よりよくすることすべてが
「まちづくり」につながります

自治基本条例によって 何がどのように 変わるのでしょうか?

条例では、市民が主役のまちづくり、協働によるまちづくりを基本理念としています(第4条)。

市民、議会及び市がそれぞれ責任と役割を自覚して、協働の精神のもと共に力を合わせるため、新たなまちづくりが始まります。



また、①人権尊重②情報共有③市民参画、この3つの基本原則に基づいてまちづくりを推進します(第5条)。

①人権尊重

協働のまちづくりを進めるにあたっては、だれもが個人として基本的な人権が尊重され、自らの個性と能力が十分に発揮できることが必要です。

②情報共有

協働のまちづくりを進める前提として、市政に関する情報共有を規定して、市民の知る権利を保障しています。

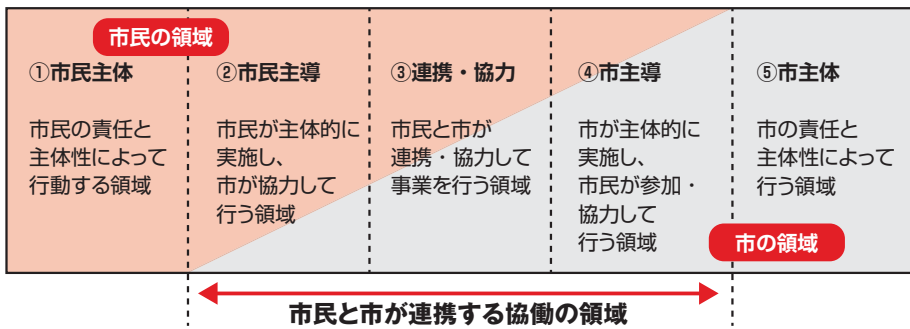
③市民参画

自治基本条例の目的を達成するために、市民が市政に参加する機会を保障するとともに、市民、議会及び市が互いの立場や特性を尊重しながらまちづくりを進めることが必要です。これにより、市民参加と協働によるまちづくりが進み、さらに、人材や組織の育成についても強化され、市民が主役のまちづくりが推進されます。

■市民と市が連携する協働

市民が行っている事業には、公共性を持つものがあり、市が行う事業と対象や目的が重なり合う部分があります。

市民と市が、それぞれの役割や責任を対等な立場で分担し、協議しながら地域の課題を解決していきます。



「みんなでつくりたい 協働のまちづくりの絵本」

今から10年前、2004年4月、旧南河内町まちづくり基本条例が施行されました。条例策定の過程で、通常の会議形式だけではなく、創発的な意見交換を目的としたワークショップの体験をすることができました。

8年前の下野市の誕生と共に条例は廃止されましたが、条例策定後、まちづくり講座が生涯学習の一貫で開催されるようになり現在も続いています。そして、下野市が生まれて6年目、下野市自治基本条例検討委員会に参加する機会に恵まれました。今回は策定の過程で南河内だけでなく、国分寺や石橋地区のまちづくりの話や、「それこそ協働のまちづくり!」と感心するような取組を伺うことができました。

下野市自治基本条例が施行されることになり、喜びもひとしおです。でも、実はこれからは正念場。様々な立場の市民が自ら構想し実現に向けて動く、そんな小さな市民プロジェクトの芽を育てながら、協働のまちづくりの絵本の頁を、みんなで1頁ずつ増やしていくことを願っています。

(元自治基本条例検討委員会委員
起草チームメンバー岡田雅代さん)

